

訪問介護の生活援助が規定回数を超える対象者の取扱いについて

平成 30 年 10 月 1 日

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号）」の一部改正に伴い、訪問介護の生活援助のサービス提供回数が国の定める回数を超える場合には、当該利用者に係る居宅サービス計画を保険者である市町村に提出しなければなりません。

本件に係る事務処理については、次のとおり定めます。

- 1 介護支援専門員は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号）」第 13 条第 18 号の 2 の規定に基づき、「訪問介護の生活援助が規定回数を超える対象者届出書」に係る書類 2 点（①該当居宅サービス計画、②サービス担当者会議の記録）を添えて、北広島市高齢者支援課まで提出してください。
- 2 届出書等の提出は、該当居宅サービス計画を利用者に交付した後速やかに行ってください。
- 3 届出は、サービス内容見直し時期（介護認定の更新又は変更、長期目標などの見直し、生活援助の回数変更など）毎に行ってください。
- 4 本件は、平成 30 年 10 月 1 日からの適用となります。したがって、10 月以降に作成または変更された居宅サービス計画において届出が必要となります。